

第2章 「さっぽろ医療計画 2018」の中間評価結果

1 中間評価の方法

さっぽろ医療計画 2018 に掲載された施策ごとに、進捗状況、成果指標（2023年度目標）の達成状況に基づく評価を実施します。

【評価方法】

- ・ 施策の目標に対し、目標水準を達成・ほぼ達成しているもの【A】
- ・ 施策の目標に対し、前進しているもの【B】
- ・ 施策の目標に対し、後退・横ばいのもの【C】
- ・ 施策の目標に対し、未着手の事業【-】

2 成果指標の達成状況一覧

指標	初期値	中間評価時の値	目標値 (2023年度)	評価
毎年健康診断を受ける市民の割合	58% (2016.7)	61.4% (2020.10)	70%	B
かかりつけ医を決めている市民の割合	62% (2016.7)	60.9% (2020.10)	70%	C
救急告示参画医療機関数	52カ所 (2017.7)	51カ所 (2021.4)	52カ所 (維持)	C
救急安心センター相談件数	46,106件 (2016年度)	203,477件 (2020年度) コロナ関連相談を除くと89,384件	60,000件	A
災害時基幹病院における業務継続計画の策定割合	25% (2016.12)	33% (2018.3)	100%	B
訓練に参加する医療機関数	—	—	10カ所	—
産婦人科二次・三次救急医療体制参画医療機関数	11カ所 (2017.7)	11カ所 (2021.4)	11カ所 (維持)	A
夜間におけるNICU空床確保率	100% (2016年度)	100% (2020年度)	100%	A
二次救急医療機関制度参画医療機関数(小児科)	11カ所 (2017.7)	11カ所 (2021.4)	11カ所 (維持)	A
在宅看取りを実施する医療機関の割合 (カッコ内は施設数/総数)	病院：2.0% (4/205) 一般診療所：2.5% (33/1,312) (2014.10)	病院：3.0% (6/202) 一般診療所：3.3% (44/1,351) (2017.10)	病院：5.6% 一般診療所：4.3%	B
訪問診療を提供する医療機関の割合 (カッコ内は施設数/総数)	病院：23.4% (48/205) 一般診療所：12.7% (166/1,312) 歯科診療所：11.4% (140/1,230) (2014.10)	病院：21.8% (44/202) 一般診療所：12.9% (174/1,351) 歯科診療所：11.8% (145/1,229) (2017.10)	病院：31.7% 一般診療所：20.5% 歯科診療所：13.8%	B

※「在宅看取りを実施する医療機関の割合」「訪問診療を提供する医療機関の割合」は厚生労働省「医療施設調査」のデータを用いており、直近の2020年度調査の結果については令和4年4月に公表予定

3 項目ごとの中間評価結果及び今後の取組

(1) 5 疾病

ア 評価

指標	初期値	中間評価時の値	目標値 (2023 年度)	評価
毎年健康診断を受ける市民の割合	58% (2016.7)	61.4% (2020.10)	70%	B
かかりつけ医を決めている市民の割合	62% (2016.7)	60.9% (2020.10)	70%	C

イ 主な事業内容

名称	実施内容
かかりつけ医などの普及促進	広報媒体等を活用し、市民にかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師（薬局）の普及促進を図ります。
かかりつけ医認知症対応力向上研修	かかりつけ医が適切な認知症診断・治療・ケア・連携等に関する知識を習得するとともに、本人や家族の支援方法を学ぶための研修を実施します。
認知症サポート医養成研修	認知症の診療に習熟し、「かかりつけ医」への助言等の支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携役となる認知症サポート医を養成します。
高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業	超高齢社会や医療機関等の不足に備え、誰もが住み慣れた地域で「もれ」や「切れ目」なく、安心して療養できるよう在宅医療提供体制を整備します。
医療機能分化に係る情報提供	医療提供者に対し、医療機能の選択に資する情報提供を行います。
地域連携クリティカルパスの推進	地域連携クリティカルパスの医療機関への普及を推進します。
在宅歯科医療連携に関する相談窓口の推進	医療・介護等関係者及び市民に対し、在宅歯科医療連携に関する相談窓口の利用推進に向けた周知を行います。
医療情報ポータルサイトの構築	医療に関する情報を集約したインターネットサイトを開設します。
かかりつけ医などと連携した普及啓発	かかりつけ医などと連携し、健診受診勧奨など市民の健康力・予防力の向上に関する普及啓発を行います。

ウ 今後の取組

- かかりつけ医を持つ市民を増やすため、かかりつけ医を持つ割合が比較的低い若年層を中心に、市民全体に対し、かかりつけ医を持つことの意義等について普及啓発を継続して実施します。
- 医療提供者、関係団体、市民が適切な情報を得られるよう、札幌市公式ホームページのリニューアルを行い、随時更新していきます。

(2) 救急医療

ア 評価

指標	初期値	中間評価時の値	目標値 (2023年度)	評価
救急告示参画医療機関数	52カ所 (2017.7)	51カ所 (2021.4)	52カ所 (維持)	C
救急安心センター相談件数	46,106件 (2016年度)	203,477件 (2020年度) コロナ関連相談を 除くと89,384件	60,000件	A

イ 主な事業内容

名称	実施内容
夜間急病センター運営事業	夜間急病センターの運営により、夜間の急病患者の医療を確保します。
救急医療機関制度の運営	救急医療機関制度を運営し、休日や夜間等における救急患者に対応します。
救急医療機関の適切な利用の推進	消防局と連携した普及啓発用シールの配布などにより救急医療機関の適切な利用について普及推進します。
AEDの普及	市有施設での、聴覚障がい者にも対応したテキストディスプレイ付AEDの設置と適切な管理を促進します。
医療機能分化に係る情報提供	(再掲) [P9参照]
救急安心センターさっぽろの運営	急な病気やけがの時に、24時間・365日、看護師の資格を持った医療相談員が相談者の症状に応じ、119番転送や医療機関の受診案内を行う「救急安心センターさっぽろ」の運営を行います。
消防と医療の連携強化	全ての救急車にタブレット端末を導入し、ICTを活用した画像伝送や多言語翻訳機能などにより、受入先医療機関選定の効率化等を図ります。
医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P9参照]

ウ 今後の取組

- 救急医療体制を維持していくために、関係団体と継続的に協議し、医師の働き方改革への対応なども踏まえ、体制の見直しに取り組みます。
- 救急安心センターさっぽろのプロトコール²見直しにより、トリアージ³精度を向上させていきます。
- 救急安心センターさっぽろをはじめとする救急医療の相談窓口について、普及啓発を継続的に実施していきます。

² 救急医療相談の際に使用する緊急度・重症度の判定手順。

³ 緊急度・重症度の判定。

(3) 災害医療

ア 評価

指標	初期値	中間評価時の値	目標値 (2023年度)	評価
災害時基幹病院における業務継続計画の策定割合	25% (2016.12)	33% (2018.3)	100%	B
訓練に参加する医療機関数	—	—	10カ所	—

イ 主な事業内容

名称	実施内容
災害医療体制の強化	災害医療体制の再検証結果を踏まえ、災害時基幹病院制度の運営や災害医療訓練の実施を行うほか、災害時の医療救護活動等において必要な規定を整備します。
医療救護活動に携わる職員の災害対応力向上研修	医療救護活動に携わる職員の災害対応力向上研修を実施します。
医療機関における防災体制の強化支援	医療機関における災害対策マニュアル策定状況等について確認し、防災体制の強化に係る支援を行います。
医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P 9 参照]

ウ 今後の取組

- 災害時基幹病院を中心とした訓練や医療救護活動に携わる職員を対象としたEMIS入力訓練等を実施していきます。
- 防災体制の強化を図るため、医療機関における災害対策マニュアルの策定を支援します。

(4) 周産期医療

ア 評価

指標	初期値	中間評価時の値	目標値 (2023年度)	評価
産婦人科二次・三次救急医療体制参画医療機関数	11カ所 (2017.7)	11カ所 (2021.4)	11カ所 (維持)	A
夜間におけるNICU空床確保率	100% (2016年度)	100% (2020年度)	100%	A

イ 主な事業内容

名称	実施内容
産婦人科救急医療体制の運営	産婦人科救急医療体制を運営し、年間全日体制で妊婦その他婦人科系疾患の救急患者に対応します。
産婦人科救急情報オペレート事業	産婦人科救急医療機関の空きベッド状況を確認して搬送依頼に迅速に対応する「コーディネート業務」及び産婦人科疾患に関する相談を受けることで妊婦等の不安を解消する「産婦人科救急相談電話」を運営します。
医療機能分化に係る情報提供	(再掲) [P 9 参照]
救急安心センターさっぽろの運営	(再掲) [P 11 参照]
医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P 9 参照]

ウ 今後の取組

- 産婦人科救急医療体制を維持していくために、関係団体と継続的に協議し、協力体制を維持していきます。
- 産婦人科救急医療機関の適正利用について、普及啓発を継続的に実施していきます。
- 医療機関が妊産婦等の重症度・緊急度に応じて適切な機能分担をすることができるよう、研修等を実施します。

(5) 小児医療

ア 評価

指標	初期値	中間評価時の値	目標値 (2023年度)	評価
二次救急医療機関制度参画 医療機関数(小児科)	11カ所 (2017.7)	11カ所(2021.4)	11カ所 (維持)	A

イ 主な事業内容

名称	実施内容
かかりつけ医などの普及 促進	(再掲) [P 9 参照]
救急医療機関制度の運営	(再掲) [P 11 参照]
子どもの心の専門医の育成	子どもの心の専門医を育成するために、北海道大学に寄附を行います。専門的な知識・経験を有する3名の医師が担当教員となり、研修医などに対し、講義や研究を行います。
子どもの急病に関する普及啓発	母子手帳の発行と併せた「こどもの急病」パンフレットの配布などにより子どもの急病に関する対処方法等について普及啓発を行います。
医療機能分化に係る情報 提供	(再掲) [P 9 参照]
救急安心センターさっぽ ろの運営	(再掲) [P 11 参照]
医療情報ポータルサイト の構築	(再掲) [P 9 参照]

ウ 今後の取組

- 小児救急医療体制を維持していくために、関係団体と継続的に協議し、協力体制を維持していきます。
- 小児救急医療機関の適正利用について、普及啓発を継続的に実施していきます。

(6) 在宅医療

ア 評価

指標	初期値	中間評価時の値	目標値 (2023年度)	評価
在宅看取りを実施する医療機関の割合 (カッコ内は施設数/総数)	病院：2.0% (4 / 205) 一般診療所：2.5% (33 / 1,312) (2014.10)	病院：3.0% (6 / 202) 一般診療所：3.3% (44 / 1,351) (2017.10)	病院：5.6% 一般診療所：4.3%	B
訪問診療を提供する医療機関の割合 (カッコ内は施設数/総数)	病院：23.4% (48 / 205) 一般診療所：12.7% (166 / 1,312) 歯科診療所：11.4% (140 / 1,230) (2014.10)	病院：21.8% (44 / 202) 一般診療所：12.9% (174 / 1,351) 歯科診療所：11.8% (145 / 1,229) (2017.10)	病院：31.7% 一般診療所：20.5% 歯科診療所：13.8%	B

イ 主な事業内容

名称	実施内容
在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営	医療と介護の関係者に対し、在宅医療や介護連携の推進に資する情報提供や助言を行う相談窓口を運営します。
在宅医療・介護従事者の意見交換会	医療と介護の両方を必要とする状態になっても地域で安心して暮らせる体制を構築するため、在宅医療・介護連携に関する関係機関を対象に意見交換会を実施します。
高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業	(再掲) [P 9 参照]
医療機能分化に係る情報提供	(再掲) [P 9 参照]
地域連携クリティカルパスの推進	(再掲) [P 9 参照]
在宅歯科医療連携に関する相談窓口の推進	(再掲) [P 9 参照]
医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P 9 参照]

ウ 今後の取組

- 在宅医療を担う医療従事者を確保するため、医師、歯科医師、薬剤師、看護職の人材育成研修を引き続き行っていくとともに、その対象を拡大していきます。
- 市民が看取りを含めて在宅医療への理解を深められるよう、講演会等の取組により、普及啓発を進めていきます。

4 全体の中間評価結果及び今後の計画推進

(1) 全体の中間評価

項目	指標数	評価			
		A	B	C	-
		目標水準を達成・ほぼ達成	前進している	後退・横ばい	未着手
5疾病	2		1	1	
救急医療	2	1		1	
災害医療	2		1		1
周産期医療	2	2			
小児医療	1	1			
在宅医療	2		2		
合計	11 (100%)	4 (36.4%)	4 (36.4%)	2 (18.1%)	1 (9.1%)

目標水準を達成・ほぼ達成「A」、前進している「B」指標数は、あわせて8指標（72.8%）でした。また、後退・横ばい「C」、未着手「-」の指標数は、あわせて3指標（27.2%）でした。

(2) 今後の計画推進

中間評価の結果を踏まえて後半の事業を実施し、令和5年度に最終評価を行います。事業の成果及び課題は、第三ステップに反映させます。

